## 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

 泊発電所3号炉審査資料

 資料番号
 資料2-5

 提出年月日
 令和6年1月18日

(技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート) ) 提出年月日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
2207111 -02	1	P21盛土道路はアクセスルートの成立性および防潮堤への波及的影響の観点を踏まえて設置許可段階で方針を説明すること。 【第389回ヒアリング 防潮堤の設計方針について(防潮堤平面線形形状(海側線形)に係る指摘事項回答)】	R4. 7. 11	回答済	R4. 11. 10 ヒアリング		搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス ルートについて』	
				回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	解析を実施し、すべり安定性評価を行う方針とした。	第470回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』P.30,45~46 第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.5)』P.1.0.2-別紙13-8,9,34,35 第470回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.4)』P.1.0.2-別紙13-11,12,46,47	
221018 -01	2	(PPT21ページ) 法肩にある展望台の損壊が保管場所及びアクセスルートに与える影響について,損壊した構造物が滑落する可能性を含め整理して説明すること	R4. 10. 18	回答済	R4.11.10 ヒアリング		第408回ヒアリング 資料1 『泊発電所3号炉 可 搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス ルートについて』 P. 25~27,37	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221018 -02	3	(PPT69ページ) 斜面の地震時の安定性評価に おける評価対象断面の選定に ついて,斜面高さや勾配等の 影響要因の比較による定性的 な評価だけでなく,定量的な 評価の結果も踏まえ,選定の 考え方を整理して説明すること	R4. 10. 18	回答済		斜面の地震時の安定性評価における評価対象断面の選定について,斜面高さ,勾配等の影響要因の観点に加え,簡便法のすべり安全率による定量的な比較検討を行い,評価対象断面を選定した。	第470回ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』P.30,39~44 第470回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る選通事項(SAT100 r.4.5)』P.1.0.2-別紙13-23~25,28~32 第470回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.4)』P.1.0.2-別紙13-36,37,40~44	
221018 -03	4	(PPT68ページ) グループAの検討断面について、敷地の特徴を踏まえた地質断面図を追加した上で、地質断面図を追加した上で、斜面高さ等を踏まえた代表性のある断選定の考え方を整理し、説明すること	R4. 10. 18	回答済		グループAについては、敷地に広く分布することから、斜面のすべり方向並びに保管場所及びアクセスルートとの位置関係を踏まえて区分した斜面ごとに、岩種・岩級、斜面高さ、斜面の勾配及び断層の分布を考慮し、検討断面を設定した。	第470回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』P.39~40 第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の然生及び拡大の防止に必要審査基準に係る適合状況説明資料 1.0重大事故等対策にはいる共通事項(SAT100 r.4.5)』P.1.0.2-別紙13-24,28,43~53 第470回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.4)』P.1.0.2-別紙13-36,40,124~134	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の
221018 -04	5	(PPT65ページ) 盛土をコンクリートに置き換える範囲のアクセスルートについては、盛土斜面の影響を含め、地震による被害の影響を受けないよう設計する等の方針を整理し、説明すること	R4. 10. 18		完了日 R5. 3. 13 ヒアリング	屋外のアクセスルートのうち茶津側盛土斜面のアクセスルートについては、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とし、地震時における滑動、転倒及び支持地盤の支持力の評価を実施する方針であることを記載した。	第470回ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』P.34 第470回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.5)』P.1.0.2-別紙13-6~7 第470回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	回答予定時期
221018 -05	6	(PPT39ページ) 敷地下傾斜のすべり範囲設定 の保守性・妥当性について, 先行審査実績等を踏まえて整 理して説明すること 崩壊前・崩壊後が分かるよう に図面を追加すること	R4. 10. 18	一部説明済		51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面については、 崩壊を想定し、その斜面のすべり範囲を斜面法肩から斜面高さの範囲 としていたが、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動 による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する 方針に変更する。	ルートについて』 P. 21~23,33 第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策に おける共通事項(SAT100 r. 4.5)』 P. 1. 0. 2-別紙13-41 第470回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	基準地震動による 地震応答解析結果 については、2024 年3月以降のヒアリ ングで回答予定
				回答済	R4.11.10 ヒアリング	51m倉庫車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面の崩壊前と崩壊 後のそれぞれについて概要図を作成した。	に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.4) 』P.1.0.2-別紙13-64 第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.44 第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.2)』 ■派付資料1.0.2  □ 派付資料1.0.2	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221018 -06		(PPT45ページ) 側方流動の検討断面として選 定した①-①断面について,代 表性を整理して説明すること。	R4. 10. 18	回答済	R4.11.10 ヒアリング	囲に位置するアクセスルートから, A-A'エリアを検討対象範囲として	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.51~52 第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 p.1.0.2-123~125	
221018 -07		(PPT44ページ) 盛土道路の下部の埋戻土が液 状化, 沈下することによる盛 土道路の挙動・変形等を踏ま え, 段差等の評価方針を示す とともにアクセスルートとし ての成立性を整理し説明する こと	R4. 10. 18	一部説明済			第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.50 第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 p.1.0.2-121~122	成立性の評価結果 については, 2024 年3月以降のヒアリ ングで回答予定
221020 -01		PPT50ページ) ホイールローダの移動速度に ついて、1速のカタログ値を 適用することの妥当性につい て説明すること。	R4. 10. 20	回答済	R4.11.10 ヒアリング	ホイールローダの走行速度の検証試験を実施し、1速の速度について 確認することとした。 検証結果については、今後ご説明する。	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.57~58 第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合批別説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 p.1.0.2-補足23-1	
				回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	ホイールローダの走行速度の検証試験の結果を整理した。また,検証 試験の結果をもとに, 1速の速度として設定する値とその考え方につ いて整理した。	第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.5)』 ■添付資料1.0.2 P.1.0.2-補足5-1~2	

	l			l .	回答			積み残し事項の
ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
221110 -03	10	PPT44ページ) すべり範囲設定ののとなる当性については、範囲が最大しを下ののとなる回動では、のを全率が1.0を下のでは、り線(安全率が1.0を下されている。 りのをとっていり、前側のをした。では、 のをというでは、 のをというでは、 のをといる。 のをは、 のでとと、 のでと、 ので	R4. 11. 10	一部済		51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面については、 崩壊を想定し、その斜面のすべり範囲を斜面法肩から斜面高さの範囲 としていたが、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動 による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する 方針に変更する。	第470回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』P.21~23,33 第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を連に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策に移る共通事項(SAT100 r.4.5)』P.1.0.2-別紙13-41 第470回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.4)』P.1.0.2-別紙13-64	基準地震動による 地震応答解析結果 については,2024 年3月以降のヒアリ ングで回答予定
221110 -04	11	PPT50ページ) 盛土道路の評価について、道路が計画について、道路の評価について、はなく,道路が計画の計画のではなる。 く,道路では一個がではないではないではないではないではでいませい。 要性についても検討した上で,埋戻土の側方流動やしとがでは、 ですべり等の事像全性を呼った。 のすべりでは、 のする上で適明すること。	R4. 11. 10	一部説明済		道路縦断方向だけでなく道路横断方向の評価も実施することとした。 道路横断方向における埋戻土の側方流動等の評価については、上載荷重 が大きいほど盛土道路の下部の埋戻土の側方流動への影響が大きくな るものと考えられることから、盛土道路の下部に埋戻土が存在するエ リアのうち、盛土高さが最も高くなる断面を評価断面とする方針とした。 また、地盤のすべりの評価については、盛土道路の斜面高さが最も高 くなる断面において、すべり安定性評価を行う方針としており、すべり安定性評価を行う新の評価断面と同一とな る。なお、すべり安定性評価の新の評価断面と同一とな る。なお、すべり安定性評価の新聞の評価所面と同一とな 合において説明している。(第1149回審査会合 資料1-8-2『泊発電所 3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の 発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策にお ける共通事項(SAT100 r.6.0)』別紙13「保管場所及び屋外のアクセ スルートの斜面の地震時の安定性評価について」参照)	第588回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.11.1) 』 p. 136, 137 第588回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.10.1) 』 p. 198, 199	2024年3月以降のヒ アリングで回答予

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221110 -08	12	PPT54ページ) 浮き上がり評価において, 「浮き上がりの有無」ではな く,「浮き上がり量」を判定 基準とする場合は,その妥当 性について説明すること。	R4. 11. 10	回答済	R5. 11. 20 ヒアリング	浮き上がり評価において、「浮き上がりの有無」を判定基準とする方針に変更した。	第588回ヒアリング 資料2-1 『泊発電所 3 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 p. 33, 34 第588回ヒアリング 資料2-2 『泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)』 p. 146~150 第588回ヒアリング 資料2-3 『泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)』 p. 209-213	
221110 -09	13	まとめ資料 別紙11) 鉄塔倒壊に係る影響評価方法 選定フローの中に斜面の安定 性評価について記載する必要 性を、島根2号炉の資料も参 照して検討すること。	R4. 11. 10	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	先行審査実績を参照し,「耐震性評価対象鉄塔は斜面上又は敷地下斜面近傍に設置されているか」をフローに追加した。	第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策に おける共通事項(SAT100 r.4.5)』 P.1.0.2-別紙11-3	
221110 -10	14	まとめ資料 補足資料22) 「管理された状況」の記載に ついて、意図が明確となるよ う記載について検討するこ と。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	する。	第1098回審査会合 資料1-3-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 4.3)』p. 1.0.2-補足 22-1	
221110 -11	15	PPT58ページ、24ページ) 「51m倉庫車庫」「51m倉 庫・車庫」が混在しているの で、用語の統一を図ること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	構造物名称は「51m倉庫・車庫」, 保管場所名称は「51m倉庫・車庫エリア」に統一する。	資料全般	
221110 -15	16	PPT19ページ) 除雪時間を記載することの意 図・目的について整理するこ と	R4. 11. 10	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	アクセスルートに影響を及ぼす外部事象として積雪を考慮しており、ホイールローダにより除雪を行うことで影響はないと評価している。ホイールローダを用いて除雪を行う場合、最大で58分で対応可能であることを確認している。 なお、泊発電所では、積雪量が約10cmを目安に速やかに除雪を行う体制を整備しているため、アクセスルート復旧作業に除雪作業は見込んでいない。	反映資料なし	

6/16

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221110 -16	17	PPT14ページ) ルートの始点、経由点、終点 を記載し、有効性評価との関 係(どういった目的の時にど のようなルートを通るのか) が分かるようにすること。	R4. 11. 10	回答済		ト及びホース敷設ルートについては、補足資料(13)にて整理した。	第1098回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.14 第1098回審査会合 資料1-3-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.3)』p.1.0.2-33	
221110 -17	18	PPT59ページ) アクセスルート復旧作業を含めた屋外作業の情報について、有効性評価の制限時間に対する保守性の考え方を整理して説明すること。その際、該当する有効性評価のタイム更前の既往評価との差異も合わせて整理のこと。	R4. 11. 10	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	裕を確保していることを踏まえ、余裕時間の確保について検討した。 検討の結果、アクセスルート復旧作業時間及び有効性評価タイム チャートにおける災害対策要員の作業項目を見直すことにより、余裕 時間を14分から1時間34分とした。	第470回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』P.17~20 第470回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.5)』P.1.0.2-144,145 第470回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.4)』P.1.0.2-221,222 資料2-1『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.1.2 全交流動力電源喪失(SAE712 r.9.0)』P.7.1.2-58	
221110 -18	19	PPT66ページ) 「代替非常用発電機等への給油活動について、事象発生後3時間以内に発電所へ参集する要員として確保する」としているが、先行の審査実績を踏まえた上で、妥当性を説明すること。	R4. 11. 10	回答済	R5. 4. 11	料補給活動を行う要員2名を参集要員で確保することとしていたが, 発電所構外からの参集については外部要因等の不確実性を想定することも必要と考え,より確実な対応を行うため,発電所内に当該要員2 名を常時確保する方針とする。	【ID: 230222-10と同様】 第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故 等対策における共通事項(SAT100-9 r. 4.7)』 p. 1.0.10-17, 19, 35 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策に おける共通事項(SAT100 r. 4.8)』 p. 1.0.10-8.10.24	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221110 -19	20	PPT35ページ) 「他条文において耐震性をご 説明する構造物は,詳細設計 段階において耐震性をご説明 する」の記載について,「許 可段階では耐震評価方針を説 明する」の記載が抜けている のであれば、記載を適正化す ること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	記載抜けのため、記載を適正化しました。	第1098回審査会合 資料1-3-1 『泊発電所 3 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス ルートについて』 p. 35	
221110 -20	21	PPT67ページ) 補足10-7には「各自治体のハ ザードマップを踏まえ、津 浸水予測範囲を想定」し、要 る旨が記載されており、 意生の検証ルートを考慮する とハザードマップの図を記載 する方が分かり易いと考えられることから、 適切な図を記 載すること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	ハザードマップの図のほうが分かりやすいため、補足10-7の第6図 「発電所構外からの参集ルート(津波による影響が考えられる場合)」の図へ変更しました。	第1098回審査会合 資料1-3-1 『泊発電所 3 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス ルートについて』 p. 67	
221110 -21	22	補足説明資料) 当該資料で示している「自主 的な設計変更事項」の内容に ついて、先行審査実績の反映 事項や地震津波側審査のプも シトれているのであれば、何が 自主的な設計変更事項なのか 自主的な設計を整理事項なのか 具体的に分かるように説明す ること。	R4. 11. 10	回答済		第38回審査会合(平成25年10月29日)以降の主要な変更点については、自主的な設計変更事項はなく、先行他プラントの審査実績又は地震・津波側の審査状況に関する反映事項であるため、その旨記載しました。	第1098回審査会合 資料1-3-1 『泊発電所 3 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス ルートについて』 p. 71~74	
221110 -22	23	【比較表】5ページ) 補足資料(15)における人力の 排除に関する島根との相違理 由について、アクセスルート においても人力の排除を考慮 することに関して先行審査実 績があるのであれば、その旨 を記載すること。	R4. 11. 10	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	柏崎と同様の評価方法であることから, 相違理由欄に(柏崎と同様) と記載した。	第470回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故 等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.4)』 P.1.0.2-5	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230313 -02	24	PPT5ページ) トンネルへの入構時の連絡に ついて,連絡に要する時間を 有効性評価上の作業時間とし て考慮すべきなのか,現状の 余裕の中に含まれるものなの か,影響の有無等について, 説明すること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング		第487回ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 p. 5 第487回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 4. 7)』 p. 補足23-3 第487回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r. 4. 6)』 p. 補足23-3	
230313 -03	25	PPT7ページ) 可搬型代替電源車について、ホース敷設前に通行すると想定されること(SA対応中に電源が必要になることを考慮しなくて良いか)の妥当性を説明すること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	可搬型設備の通行に必要な道路幅は、可搬型代替電源車の通行幅及び可搬型ホースの敷設幅を考慮して設定することとした。	第487回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 p.7 第487回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.7)』 p. 補足24-1,2 第487回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.6)』 p. 補足24-1,2	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230313 -05		PPT15ページ) 防雪シートに関して、どのようなものを設置するのかイメージ図等を用いて説明すること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	防雪シートの設置イメージ図を資料に追加した。	第487回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.7)』p.別紙39-5 第487回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.6)』p.別紙39-7	回省了足时朔
230313 -07		PPT15ページ) 51m倉庫・車庫シャッターの開放運用について、シャッターの開放運用について、シャッターの留め具等が地震時に破損してシャッターが落下すること等を含め、保管している車両に対する51m倉庫・車庫シャッターが与える悪影響について整理し、説明すること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	地震時に開放しているシャッターが落下して、51m倉庫・車庫に保管している可搬型設備に影響を与えないよう、シャッターを撤去した上で、出入口を開放することとした。	第487回ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.31 第487回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な投術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.4.7)』p.別紙39-1,12 第487回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.4.6)』p.別紙39-2,32	
230313	28	PPT15ページ) 51m倉庫・車庫の基準地震動に 対する設計方針を説明するこ と。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	51m倉庫・車庫は、地震による可搬型設備への波及的影響を考慮して基準地震動に対して倒壊しない設計とすることを資料に記載した。	第487回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス ルートについて』 p. 13	

<sup>10/16</sup> 

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230313 -12	29	PPT5ページ) アクセスルートトンネルの曲 率半径がR20mであることを踏まえ、車両が通行する設計速度についても追記して説明すること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	アクセスルートトンネルの設計速度を資料に記載した。	第487回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.5 第487回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 4. 7)』p. 補足23-1 第487回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r. 4. 6)』p. 補足23-1	
230313 -13	30	PPT31ページ) 周辺斜面の崩壊による土砂到 達範囲について,基準地震動 による地震応答解析結果を用 いて,妥当性を説明するこ と。	R5. 3. 13	一部説明済		周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、基準地震動による地震応答解析を用いて、妥当性を確認する方針とした。 妥当性の確認結果については、今後説明する。	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセス	地震応答解析結果 については,2024 年3月以降のヒアリ ングで回答予定

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	外以升油*	回答	回答概要	資料反映簡所	積み残し事項の
230313 -17	31	PPT42,44ページ)グループAの評価対象断面についる。	R5. 3. 13	一部説明済	完了日	8-8'断面については、評価対象断面に選定した⑨-⑨'断面と異なり、簡便法において、表土を通るすべり面が最小すべり安全率を示すことから、地震応答解析による確認も実施する方針とした。また、⑧-⑧'断面付近における表土の分布状況を示す図を追加した。地震応答解析による確認結果については、今後説明する。	第487回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p. 43 第487回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 4. 7)』p. 1. 0. 2-110, 別紙13-27, 53~54 第487回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置を実上の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r. 4. 6)』p. 1. 0. 2-167, 別紙13-39, 133~134	回答予定時期 地震応答解析結果 については、2024 年3月以降のヒアリ ングで回答予定
230313	32	PPT44ページ) ⑧-⑧'断面近傍の展望台重量 を簡便法の荷重に加えていな いことについて、支持構造の 状況を踏まえて(滑りを評価 する場合、杭基礎の杭を考慮 しない方が保守的等)説明す ること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	⑧-⑧'断面近傍の展望台については、撤去する方針とした。	反映資料なし	
230313 -19	33	PPT32ページ) 土砂の到達範囲評価結果から 必要な道路幅が確保できるこ とを定量的に説明すること。	R5. 3. 13	回答済	R5. 4. 10 ヒアリング	必要な道路幅が確保できなかった箇所に対し道路拡幅対策を実施したことにより, 拡幅後に最も狭くなる箇所においても必要な道路幅以上の道幅を確保できたことを図示することで, 必要な道路幅が確保できることを定量的に示した。	第487回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p. 17, 32, 59 第487回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 4. 7)』p. 1.0. 2-111, 別紙13-38, 補足25-2 第487回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r. 4. 6)』p. 1. 0. 2-168, 別紙13-61, 補足25-2	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230410	34	PPT5ページ) 表1に示した設計速度について 設定根拠等を示し,説明する こと。	R5. 4. 10	回答済	R5. 11. 21 ヒアリング	「道路構造令の解説と運用(令和3年3月)」に基づき,アクセスルートトンネルの曲線部を安全に走行可能な車両速度を算出した結果,19km/h以下であることからアクセスルートトンネルの設計速度を15km/hと設定した。	第588回ヒアリング 資料2-2 『泊発電所 3 号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.11.1)』p. 補足23-5	
230410 -04	35	PPT13ページ) 防雪シートが他の設備に悪影響を与えないことを確認の 上,説明すること。	R5. 4. 10	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	【泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻))において、以下のとおり記載】 重大事故等時の屋外のアクセスルート確保のために今後配備する防雪シート及び砕石について、すでに実施している竜巻の評価に影響を与えないか確認した結果、設計飛来物の評価に包含できることを確認した。 なお、本内容について整理した資料を作成し、別添資料1添付資料3.3の別紙3として追加する。	第524回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.7.0)』 p. 6条(竜巻)-別添1-添付3.3-74,75(追加) 第524回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.6.0)』 p. 6竜巻-別添1-添付3.3-103~105(追加)	
230621 -01	36	資料1-1 1ページ) 防雪シートが可搬型設備やその他の設備に悪影響を及ぼさないように設計することについて、想定される影響を網羅的に評価し説明すること。	R5. 6. 21	回答済	R5. 7. 11 ヒアリング	想定される自然現象等による影響を網羅的に評価し、防雪シートが可搬型設備やその他の設備に悪影響を及ぼさないことを確認した。	第548回ヒアリング 資料1-1 『泊発電所 3 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて(審査会合指摘事項に対する回答)』 p. 2 第548回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 8. 1)』 p. 別紙38-1, 2, 6 第548回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設計の 3 号炉 「実用発電所原子炉に係る発電用原子炉設計の 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設計を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
231120 -17	37	資料2-2 351ページ) 1号及び2号炉の原子炉建屋の 解析モデルについて,建設工 認から今回 (バックチェック 時と同じ) に変更した内容お よび理由を整理し,説明する こと。	R5. 11. 20	本日回答		地震応答解析モデルは、既工認時のモデルを基に最新の規格基準等を 反映したモデルとしている。既工認からの変更内容および変更理由に ついては、別紙(10)の参考資料1に整理した。	(R6.1.18) ヒアリング 資料2-2 『泊発電所3号 炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.12.1)』p.1.0.2-別紙10-13,37	
231120 -22	38	資料2-1 18ページ) 代替給電用資機材コンテナ (A-6) 等のアクセスルート幅 員4mに比べて裕度が小さいも のについて、測定方法等、改 めて整理し説明すること。	R5. 11. 20	本回答		周辺構造物の損壊後のアクセスルート幅については、保守的な評価となるように測定値の小数点第2位以下を切り捨て、評価を行っている。代替給電用資機材コンテナ(A-6)の場合は、測定値が4.12mであったため、アクセスルート幅は4.1mと評価した。今回、代替給電用資機材コンテナ(A-6)の損壊影響範囲を詳細に確認した結果、影響範囲の一部が法面上に掛かっており、損壊した構造物が法面を滑落してT.P.10mエリアのアクセスルートの障害となる可能性があることから、本コンテナは移設することとした。その結果、コンテナ損壊後のアクセスルート幅は6.4mとなった。	(R6.1.18) ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.18 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.12.1)』p.1.0.2-86 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.11.1)』p.1.0.2-127	
231120 -24	39	資料2-2 57ページ) 外装材の落下による影響範囲 の考え方がSsにも対応できる ことを説明すること。	R5. 11. 20	本目答		本評価において外装材が脱落する可能性がある構造物は、基準地震動で倒壊に至らないことを確認した構造物であり、この状態であれば、外装材の被害想定としては外観上の差は認められない程度であることから基準地震動でも外装材は脱落しないと想定されるものの、外装材の脱落による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。この考え方をまとめ資料に追記した。	(R6.1.18) ヒアリング 資料2-2 『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.12.1)』p.1.0.2-52 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-3 『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.11.1)』p.1.0.2-85	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
231120 -35	40	資料2-2 143, 476ページ) 盛土道路について,下部の埋 戻土が液状化したことを仮定 するのであれば,すべり安定 性を評価するとともに,強度 がゼロとなることを想定の上 で,盛土道路に関するアクセ スルートの成立性の観点で説 明すること。	R5. 11. 20	後四子定		盛土道路のすべり安定性については、T.P.10.0m盤以下に埋戻土が分布していることを踏まえ、基準地震動による有効応力解析を実施し、埋戻土の液状化範囲を確認した上で、液状化範囲における埋戻土の強度がゼロ(せん断抵抗力等を期待しない)となることを想定し、埋戻土の液状化の影響を考慮した評価を行う方針である。また、通行性の観点からも、基準地震動による有効応力解析を実施し、埋戻土の液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う方針である。成立性の評価結果については、今後ご説明する。		成立性の評価結果 については,2024 年3月以降のヒアリ ングで回答予定
231120 -44	41	資料2-1 31ページ) Ss-1に絞り込む理由を充実させた上で、地震動の追加評価の要否を整理し説明すること(Ss2-4,8,10も液状化の観点で大きな影響があると考えられる。)	R5. 11. 20	本日答		側方流動の検討に用いる基準地震動は、液状化評価において影響が大きいと考えられる繰返し応力及び繰返し回数に着目し、(1)水平最大加速度及び(2)せん断応力比が大きく、(3)継続時間が長い地震動を選定する。各基準地震動における上記3項目を比較した結果(下表参照)、Ss1は全ての項目において上位であり、液状化の影響が大きいと考えられるため、Ss1を検討用地震動として選定する。なお、Ss2-4、8、10については、(3)継続時間は長いが、(1)水平最大加速度及び(2)せん断応力比は、Ss1を下回ることから、液状化評価における影響はSs1と比較して小さいと考える。	(R6.1.18) ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』p.31 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設計を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.12.1)』p.1.0.2-148 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発足及び拡大の防止に必要な措置者の重大事故の発足及び拡大の防止に必要な措置者と実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.11.1)』p.1.0.2-209	
231120 -45	42	資料2-1 563ページ) ディーゼル発電機建屋近傍の 沈下を一般部の3.5倍に設定し たことについて,泊で適用で きることの根拠を説明するこ と。	R5. 11. 20	本日答		建屋近傍及び一般部の沈下量は地盤の相対密度と関係しており、泊発電所の地盤(1、2号埋戻土及び3号埋戻土)の相対密度の平均値が101.1~106.0%であるのに対し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤(埋戻土、新期砂層・沖積層及び古安田層中の砂層)の相対密度の平均値は85~99%と同程度であることから、2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して評価することは妥当と考える。この考え方をまとめ資料に追記した。	(R6.1.18) ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.12.1)』p.1.0.2-別紙29-2 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.11.1)』p.1.0.2-別紙29-2	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
23122:	43	資料1-1 6ページ) 資機材運搬車について,作業 の成立性を示すため,まとめ 資料に仕様や図面を追加する こと。 【第567回ヒアリング 防潮堤 天端高さ等の設計方針の変更 に伴う各条文影響について】	R5. 12. 22	本日回答			(R6.1.18) ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.12.1)』p.1.0.2-別紙2-11,12 (R6.1.18) ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.11.1)』p.1.0.2-別紙2-18	